

越谷市危険物の規制に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>(許可指令書の交付等)</p> <p>第4条 市長は、法第11条第2項の規定により、製造所、貯蔵所若しくは取扱所(以下「製造所等」という。)の設置又は当該製造所等の位置、構造若しくは設備の変更の許可申請を受理したときは、速やかに審査し、技術上の基準に適合しているときは、許可書(第4号様式)を作成し、当該申請書の副本を添付して申請者に交付するものとする。</p> <p>(危険物関係の承認等に係る申請の取下げ等)</p> <p><u>第4条の2 危険物関係の承認等に係る申請の取下げをしようとする者は、申請取下届出書(第4号様式の2)正副各1通を提出するものとする。</u></p> <p><u>2 製造所等の設置等の許可の取消しをしようとする者は、許可取消届出書(第4号様式の3)正副各1通を提出するものとし、正本に許可書を添付するものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の届出書を受理したときは、当該届出書の副本に届出済</u></p>	<p>(許可指令書の交付等)</p> <p>第4条 市長は、法第11条第2項の規定により、製造所、貯蔵所若しくは取扱所(以下「製造所等」という。)の設置又は当該製造所等の位置、構造若しくは設備の変更の許可申請を受理したときは、速やかに審査し、技術上の基準に適合しているときは、許可書(第4号様式)を作成し、当該申請書の副本を添付して申請者に交付するものとする。</p>

印（第4号様式の4）を押印して届出者に返付するものとする。

（製造所等の譲渡又は引渡しの届出）

第6条 法第11条第6項の規定により、製造所等の譲渡又は引渡しを受けた旨の届出をしようとする者は、省令第7条に定める届出書に、当該製造所等の許可書及び譲渡人若しくは引渡人の承諾があつたことを明らかにするもの又は譲渡若しくは引渡しがあつたことを証明する書類を添付して届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく届出があつたときは、当該届出書の副本に届出済印を押印して、届出者に返付するものとする。

（製造所等の用途廃止の届出）

第10条 法第12条の6の規定に基づく製造所等の用途を廃止した者は、省令第8条に定める届出書に、許可書及び完成検査済証を添えて、市長に届け出なければならない。

（危険物保安監督者の選任又は解任の届出）

第11条 法第13条第2項の規定による危険物の保安の監督をする者危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、省令第48条の3に定める届出書正副各1通を提出するものとし、選任届出の場合に限り、選任される者の免状の写し及び選任を受諾したことを証する承諾書（第8号様式）を添付して市長に届け出なければな

（製造所等の譲渡又は引渡しの届出）

第6条 法第11条第6項の規定により、製造所等の譲渡又は引渡しを受けた旨の届出をしようとする者は、省令第7条に定める届出書に、当該製造所等の許可書及び譲渡人若しくは引渡人の承諾があつたことを明らかにするもの又は譲渡若しくは引渡しがあつたことを証明する書類を添付して届出なければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく届出があつたときは、当該届出書の副本に届出済印（第6号様式）を押印して、届出者に返付するものとする。

（製造所等の用途廃止の届出）

第10条 法第12条の6の規定に基づく製造所等の用途を廃止した者は、省令第8条に定める届出書に、許可書及び完成検査済証を添えて、市長に届出しなければならない。

（危険物保安監督者の選任及び又は解任の届出）

第11条 法第13条第2項の規定による危険物の保安の監督をする者危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、省令第48条の3に定める届出書正副によつて行うものとし、選任届出の場合に限り、選任される者の免状の写し及び選任を受諾したことを証する承諾書（第8号様式）を添付して市長に届け出なければならな

らない。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出書の副本に届出済印を押印して届出者に返付するものとする。

(製造所等設置者の氏名変更等の届出)

第15条 条文略

(1) 条文略

(2) 製造所等の使用を3月以上休止し、又は再開しようとするとき 危険物製造所等休止・再開届出書 (第13号様式)

(3)～(5) 条文略

い。

2 市長は、前項の届出を受理したときは当該届出書の副本に届出済印を押印して届出者に返付するものとする。

(製造所等設置者の氏名変更等の届出)

第15条 条文略

(1) 条文略

(2) 製造所等の使用を3箇月以上休止しようとするとき 危険物製造所等休止届出書(第13号様式)

(3)～(5) 条文略